土地改良法（昭和24年法律第１９５号）第95条第３項において準用する同法第８条第１項の規定により、公文地区共同施行が土地改良事業（地域計画実現化促進生産基盤整備事業（ほ場整備事業）公文地区）を行うことについて令和８年11月16日適当と決定した。

その関係書類を県のウェブサイトにおいて令和８年11月27日から同年12月17日まで縦覧に供する。

令和８年11月20日

香川県知事　　池　　田　　豊　　人